

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年6月6日午後1時00分～午後5時50分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 平成29年度第4四半期における監察実施結果について

平成30年1月から3月における総合監察、随時監察及び抜き打ち随時監察をそれぞれ実施した結果、交番連絡協議会が未開催であった交番が認められたほか、車両の安全運転管理に関する事務に不備が認められたことから、規則等に基づく適正な事務等について指導した旨の報告があった。

(2) 春の地域安全運動の実施結果について

4月18日から27日までの間に実施した春の地域安全運動において、犯罪被害防止の取組として防犯大会等（52署、75回）、ひったくり防止カバー取付（211回、約15,900台）、地域住民との合同パトロール（392回、約6,800人参加）等を実施した旨の報告があった。

【委員発言】

- 特殊詐欺の被害を防止するためには、地域住民等と一体となった取組が重要である。引き続き、自治会の集会や防犯教室等において、工夫を凝らした被害防止の呼び掛けをお願いしたい。
- 学生をはじめとする若い世代の防犯ボランティアの拡充及び活性化を図っていくためにも、参加しやすい環境づくりや活動状況についての積極的な広報をお願いしたい。

(3) 種の保存法違反事件の検挙について

生活環境課、関西空港警察署、泉佐野警察署、高石警察署及び泉大津警察署が、5月8日に検挙した関税法違反（無許可輸入未遂）事件につき、その後も捜査を進め、5月29日、標記の事件で被疑者を再逮捕した旨の報告があった。

(4) 六代目山口組二代目健心会会長による組処法違反事件の検挙について

捜査第四課が、組織犯罪対策本部、都島、城東、浪速、生野、守口及び交野の各警察署と合同で、標記の事件につき、5月29日に被疑者を逮捕した旨の報告があった。

(5) 西成警察署管内における死亡ひき逃げ事件の発生・検挙について

西成警察署と交通捜査課が、6月2日午前2時11分頃、大阪市西成区旭1丁目において発生した死亡ひき逃げ事件につき、同日被疑者を検挙した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、85件の行政処分を決定した。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

イ 風営法に基づく行政処分2件（条例の遵守事項違反（卑わい行為））について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間2月）を決定した。

(3) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

殺人事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者と加害者の間に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第6条及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第2条第1号に該当する関係があったことから、犯罪被害者等給付金を支給しないこととした。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 違反運転者等に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案

違反運転者等に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 一般運転者に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案

一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

(5) 交野警察署協議会委員の改選に伴う委嘱及び退任委員に対する感謝状の贈呈について

交野警察署協議会委員の改選に伴う報告があり、審議の結果、候補者名簿の中から8人を委嘱することとして決定した。また、同署協議会委員2人の退任に伴い、感謝状の贈呈の上申があり、当公安委員会における表彰の基準に適合することから、可として決裁した。

(6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴う処分基準の一部改正について

住宅宿泊事業法の制定に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことから、同法に基づく処分基準の一部改正について上申があり、可として決裁した。

- (7) 「大阪府公安委員会公印規則及び大阪府青少年健全育成条例第45条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則の一部改正」の示達について
大阪府青少年健全育成条例の一部改正に伴い、「大阪府公安委員会公印規則及び大阪府青少年健全育成条例第45条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則の一部改正」の示達について報告があり、可として決裁した。
- (8) 「大阪府公安委員会事務専決規程及び大阪府青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施に関する規程の一部改正」の示達について
大阪府青少年健全育成条例の一部改正に伴い、「大阪府公安委員会事務専決規程及び大阪府青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施に関する規程の一部改正」の示達について報告があり、可として決裁した。
- (9) 苦情及び意見要望の受理等について
ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。
イ 意見要望55件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 5月中の懲戒等措置結果について
5月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (2) オレオレ詐欺を中心とした特殊詐欺対策の強化について
オレオレ詐欺を中心とした特殊詐欺対策の強化について報告があった。
- (3) 運転免許取消処分取消請求事件の処分量定について
運転免許取消処分取消請求事件の処分量定について報告があった。
- (4) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について
5月21日から5月27日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上